

長野県告示第 297 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 19 年 6 月 20 日から施行します。

なお、平成 11 年 4 月 30 日付け長野県告示第 316 号（法第 7 条の 3 第 1 項及び同条第 6 項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定後の工程の指定）は、平成 19 年 6 月 19 日限り廃止します。

平成 19 年 5 月 17 日

長野県知事 村 井 仁

- 1 中間検査を行う区域
長野市、松本市及び上田市の区域を除く県下全域
- 2 中間検査を行う期間
平成 19 年 6 月 20 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
次にいずれかに該当するもの
 - ア 主要構造部である柱又は梁の過半を鉄骨造としたもので、階数が 3 以上又は延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
 - イ 法別表第 1 の(1)から(4)までの項の(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、階数が 3 以上かつ延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの
- 4 指定する特定工程
 - (1) 鉄骨造にあつては 1 階の建方工事
 - (2) 鉄骨造以外の構造にあつては 2 階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事
- 5 指定する特定工程後の工程
 - (1) 鉄骨造にあつては、耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他の鉄骨の接合部を隠ぺいする工事
 - (2) 鉄骨造以外の構造にあつては、2 階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- 6 適用の除外
法第 68 条の 20 の認証型式部材等を有する建築物又は法第 85 条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。